

第5次横須賀市男女共同参画プランの「中間評価」の方法について（案）

1 中間評価の位置づけ

第5次横須賀市男女共同参画プラン（19 ページ）

次期プラン策定の前年度（令和3年度）に、アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。プランの効果や課題等を分析し、審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。

2 中間評価で行う作業内容（方法）

（1）アンケート調査の実施 令和3年8月に実施済み

（2）最終評価（令和5年度に実施）に向けた指標数値目標の達成度の経過を確認する。

- ・第5次プランに掲げた指標数値目標（13項目）の達成度評価を行う。
市民等アンケート調査結果を用いるものについては、令和3年8月に実施したアンケート結果の数値を用いる。

以下に掲げる表をもって達成度評価の基準とする。

達成度評価	評価の基準
A（達成）	・ 目標値を達成した
B（順調）	・ 目標値を超えてはいないが目標値にほぼ近い ・ 目標値に届かないが策定時の状況より前進した ・ 第5次プラン策定時の状況は把握できていなかったが、現状値が目標値の5割以上であった
C（停滞）	・ 策定時の状況は把握できていなかったが、現状値が目標値の5割未満であった
D（後退）	・ 現状値が策定時より後退した
—（その他）	・ 目標値の設定がないもの

（3）第5次プランの効果・課題を分析する。

- ・ 指標数値目標の達成・未達の理由の洗い出しを行う。
各指標数値目標達成・未達成に影響を与えてきたと考えられる事業について、令和2年度までの毎年度の実績報告から、重要事業として選定し、指標の達成・未達成の原因となる部分を分析する。
→次期プラン策定の際、今後も取組むべき重要な事業として掲載する。

○重要事業の選出ポイント

選定項目	ポイント	評価
事業達成度	当初の事業目的を達成できたか	達成・未達成
寄与度	数値目標の変動に、各事業がどの位貢献したか	寄与度 大・小
外部環境による影響度	施策以外の外部環境による影響があったか	影響度 大・小

上記3選定項目に基づき、指標数値目標に影響を与えた事業について検証する。

中間評価を受けて、次期プランの策定作業を行うことから、未達成の指標数値目標に関連する事業（特に寄与度が大きいもの）については、継続課題として次期プランの掲載事業候補とする。

○重要事業の分析基準

- ・男女共同参画社会の実現に関する課題が明確か。
- ・設定した課題を克服するための妥当な目標設定をしているか。
- ・設定した目標をクリアするための妥当なプロセスを踏んでいるか。
- ・毎年実施している取組実績報告を受けて、何らかの改善等を行っているか。

→以上の4項目を用いて分析する。

重要事業選定イメージ

イメージ

No.	事業	達成	寄与	外部	指標・数値目標
1	01-1 審議会等への積極的な女性の参画促進	未達成	大	大	【1-1】市の審議会等における女性の割合 【1-2】町内会・自治会における女性の割合 【1-3】市役所における女性（課長級以上）の割合
2	01-2 地方防災会議における女性委員の参画促進	達成	小	大	
3	02-1 審議会等における実態調査の実施	達成	大	小	
4	03-1 事業所等における男女共同参画の推進	達成	大	大	
5	04-1 市の実施事業への配慮	未達成	大	小	
6	05-1 起業を目指す女性への支援	達成	大	小	【2-4】女性の現在の働き方「ずっと働きたい」と回答者の割合
7	06-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	達成	大	小	
8	07-1 女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施	達成	大	小	
9	07-2 メンタリング制度の実施	未達成	大	小	
10	08-1 女性医師による女性のための健康相談	達成	小	大	
11	08-2 婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談	達成	小	大	
12	09-1 女性特有のがん検診の普及啓発	達成	小	大	

例（イメージ）

- ・達成：未達成
- ・寄与：大
- ・外部：小

↓

寄与度は大きく、外部環境による影響度が小さい（指標数値目標達成に影響を与える事業で、比較的、市の裁量で押し進めていくことが可能）ため、市として優先順位が高く進めるべき事業となります。

事業の主目的が達成された場合、男女共同参画社会の実現にも大きな効果が見込まれるため、引続き次期プランにおいても事業実施を前向きに検討すべきものになります。

一方、寄与度が高いものでも、外部の影響を大きく受けるもの（例えば、会議の委員選定が団体の推薦による等で、市の一存でどうにかすることが厳しいもの等）であると分析された事業は、市が目標を掲げて押し進めていく事業としては優先順位は比較的低くなります。

第5次プランの指標及び数値目標

重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針		指標	基準値 (H28)	目標値
1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 市の審議会における女性委員の割合	27.5%	40%
		2 町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	50%
		3 市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	15%
2	女性の活躍推進	4 女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	70%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	5 ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	H28を上回る
		6 市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4日	15日

重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針		指標	基準値 (H28)	目標値
4	暮らしやすい社会の意識づくり	7 男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	100%
		8 「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	100%
5	誰も孤立させない社会に向けた支援	9 性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度	65.8%	100%
6	家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	10 保育所等利用待機児童数	19人	0人
		11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	H28を上回る
		12 教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	H28を上回る

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針		指標	基準値 (H28)	目標値
7	DV等を根絶する環境づくり	13 「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	100%

第5次横須賀市男女共同参画プラン 該当事業一覧表

	事業No.	事業	プラン頁
1	01-1	審議会等への積極的な女性の参画促進	23
2	01-2	地方防災会議における女性委員の参画促進	23
3	02-1	審議会等における実態調査の実施	23
4	03-1	事業所等における男女共同参画の推進	23
5	04-1	市の実施事業への配慮	23
6	05-1	起業を目指す女性への支援	26
7	06-1	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	26
8	07-1	女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施	26
9	07-2	メンタリング制度の実施	26
10	08-1	女性医師による女性のための健康相談	26
11	08-2	婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談	26
12	09-1	女性特有のがん検診の普及啓発	26
13	10-1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	28
14	10-2	ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介	28
15	10-3	事業所内保育施設設置に関する情報提供	28
16	11-1	時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み	28
17	11-2	テレワークの導入に向けた検討・試行	28
18	11-3	男女共同参画職場リーダーへの意識啓発	28
19	12-1	男性の高齢者を対象とした講座等の開催	29
20	12-2	コミュニティセンターにおける講座の開催	29
21	13-1	「お父さんのための子育てガイド」による情報提供	29
22	13-2	「お父さんのための子育て応援講座」の開催	29
23	14-1	男女共同参画に関する講座等の開催	31
24	14-2	市民大学等の開催	31
25	15-1	市民協働による啓発事業の推進	31
26	15-2	男女共同参画市民サポーター会議の開催	31
27	16-1	広報紙（NEWWAVE）の発行	32
28	17-1	市職員に対する研修等の実施	32
29	18-1	デュオよこすかの運営	32
30	18-2	デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催	32
31	19-1	男女共同参画に関する調査の実施	32
32	20-1	デュオよこすか「女性のための相談室」	35
33	20-2	相談体制の充実	35
34	21-1	相談員・教職員等を対象とした研修会の実施	35
35	21-2	パネル展示やリーフレットの配布による啓発	35
36	22-1	相談事業の実施	35
37	22-2	当事者同士の交流会への支援	35
38	22-3	関係機関との連携強化	35

第5次横須賀市男女共同参画プラン 該当事業一覧表

	事業No.	事業	プラン頁
39	23-1	「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催	37
40	23-2	「プレママ・プレパパ教室」の開催	37
41	24-1	家庭等における子育て支援の充実	37
42	25-1	多様な保育サービスの充実	37
43	26-1	全児童を対象とした居場所の充実	37
44	26-2	留守家庭児童を対象とした居場所の充実	37
45	27-1	介護に関する相談窓口の充実	38
46	28-1	「認知症高齢者介護者の集い」の開催	38
47	28-2	「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施	38
48	28-3	「若年性認知症支援者講座」の開催	38
49	29-1	ひとり親家庭の親を対象とした就労相談	38
50	29-2	ひとり親家庭の親を対象とした就労支援	38
51	30-1	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	38
52	31-1	自主防災組織への女性の参画促進	38
53	32-1	中学生を対象とした啓発冊子の配布	39
54	32-2	広報紙（NEWWAVE）による意識啓発	39
55	33-1	教職員に対する意識啓発	39
56	34-1	DV防止に関する意識啓発	41
57	34-2	デートDV防止に関する意識啓発	41
58	35-1	DV相談窓口の周知	41
59	36-1	性別による人権侵害の申出制度	41
60	36-2	働く人の相談窓口	41
61	36-3	市職員・教職員を対象とした意識啓発	41
62	37-1	安全・安心な相談窓口の確保	42
63	37-2	相談員の研修等の充実	42
64	38-1	被害者の安全確保と自立に向けた支援	42
65	39-1	関係機関との連携強化	42